

小郡市創業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における新たな事業の創出を促進し、市内経済活性化につなげるため、市内で新たに創業する者に対し、その創業に要する経費について、予算の範囲内で小郡市創業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、小郡市補助金等交付規則（平成8年小郡市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない個人が、本市域内において新たに事業を開始することをいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。
- (3) 創業費 新規創業のために新たな事業所の開設等を行う際に要する費用のうち、事業所の借上げに要する家賃を除いた費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、補助申請する創業事業計画について、小郡市商工会の経営指導員から経営指導を受け、かつ、福岡県信用保証協会の保証制度を利用することのできる業種を新規創業後に営む者のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する新規創業前の者
 - ア 市内に本店を置く会社を設立することを予定している者
 - イ 個人事業主として市内に主たる事業所を置くことを予定している者であつて、市内に住所を有し、又は有することを予定しているもの
- (2) 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない者
- (3) 同一事業について、国、県又は他の補助金の交付を受けていない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除外するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者又はそれと密接な関係を有している者
- (2) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、対象者が新規創業のために、新たな事業所の開設又は賃借を行う

事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業とはしない。

- (1) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費等)

第5条 補助金の区分並びに補助対象経費、補助率及び補助対象期間は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出し、創業費は30万円、家賃は月額2万円をそれぞれ上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象者は、補助対象事業に着手する前に、小郡市創業者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 創業事業計画書
- (2) 市税等の滞納のない証明書
- (3) 小郡市商工会が経営指導等を行った旨の証明書
- (4) 補助対象経費の内訳を説明する資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小郡市創業者支援事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の際、必要に応じて条件を付することができる。

(事業の変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業の実施内容を変更し、又は中止しようとするときは、小郡市創業者支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、変更等の可否を決定し、小郡市創業者支援事業補助金変更等承認・不承認決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の実施が完了したときは、事業完了後30日が経過する日又は補助金の交付の決定があった日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、小郡市創業者支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 契約書及び支払を証する書類の写し(領収書の写し等)
- (3) 住民票の写し(個人事業主の場合に限る。)
- (4) 法人登記事項証明書又は開業届出書の写し
- (5) 補助対象事業の実施の完了が確認できる書類(写真等)
- (6) 許認可を受けたことを証明するものの写し(許認可を要する業種を創業した者に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の報告があったときは、速やかにその内容を審査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、交付決定者が補助対象事業により開設した事業所の現地調査を行うことができる。

3 市長は、前項の審査により、適正に補助対象事業の実施が完了したと認めるときは、補助金の額を確定し、小郡市創業者支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により当該審査に係る交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条第3項により通知を受けた交付決定者は、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書又は実績報告書に記載した内容等に偽りその他不正があるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(新規創業に係る継続的な支援)

第13条 交付決定者は、市及び小郡市商工会が行う新規創業に係る支援を、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年以上受けなければならない。

(証拠書類の保管)

第14条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第15条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の小郡市創業者支援事業補助金交付要綱の規定により新たに補助金の交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助対象期間
創業費	開業又は法人設立に伴う司法書士又は行政書士に支払う申請資料作成に係る経費	補助対象経費の2分の1以内	交付決定日から当該年度の3月末日までに生じた経費
	事業所の開設に伴う外装工事又は内装工事費		
	設備（新規創業のために直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等）に係る購入費又は申請年度の3月31日までに係るリース料若しくはレンタル料		
	広告宣伝費及びマーケティング調査費		
家賃	新規創業のために契約した事業所の借上げに要する月額賃料（対象者本人又はその3親等以内の親族が所有する不動産等に係る家賃及び住居部分の借入費並びに対象物件の借入れに伴う敷		交付決定日（2回目の申請にあつては1回目の交付決定日）の属する月の翌月から通算し

	金、礼金、保証金、仲介手数料、火災保険料及び地震保険料を除く。)		て12月以内
--	----------------------------------	--	--------

備考 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、補助対象経費から除く。